

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
(第11回)
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和4年6月28日(火) 10:00～11:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館1階講堂 (Web会議システムを利用)
- 3 出席者
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
構成員 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 戒能 民江 お茶の水女子大学教授
同 柑本 美和 東海大学法学部教授
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)について
 - (2) DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート集計結果について
 - (3) 関係省庁ヒアリング(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について)
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)(説明資料)
- 資料2 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)(本文)
- 資料3 DV被害者支援に関するアンケート結果(主なもの)
- 資料4 配偶者暴力相談支援センターについて
- 資料5 厚生労働省提出資料

参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(令和3年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会)

参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

参考資料3 DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート結果取りまとめ

(議事概要)

○小西座長 おはようございます。ただいまから第11回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

実は今、お聞きになった方もいるかもしれませんが、大変御尽力いただきました林局長、審議官、お二人が異動になって、間に合えば今、そうでなければ最後に御挨拶をいただけるということですので、それをお伝えしておきます。

本日は、議事次第を見ていただきますと分かりますが、3つ議題がございます。大分盛りだくさんなのですが、進めたいと思います。

私もふだんは内閣府からお話をするようにしているのですが、今日は都合によりオンラインになっておりますので、不手際があったら申し訳ございません。

初めに、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 事務局でございます。

配布資料ですが、議事次第に記載のとおりです。

資料1が「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の説明資料、資料2がその本文です。

資料3として「DV被害者支援に関するアンケート結果」、主なものをまとめたものです。

資料4は、「配偶者暴力相談支援センターについて」です。

資料5は、本日御説明いただきます厚生労働省からの提出資料となっています。

参考資料1として、去年の3月にまとめた専門調査会の報告、参考資料2がDV法条文、参考資料3としてアンケートの結果を取りまとめた全体版となっています。

配布資料で不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。初めに、内閣府から女性版骨太の方針2022について説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、まず議題1として「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」、女性版骨太の方針2022と申しておりますが、これについて御説明をいたします。資料1をご覧ください。

去る6月3日に開催されたすべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部の合同会議において、いわゆる女性版骨太の方針2022が決定されました。この方針は第5次男女共同参画基本計画を着実に実行するため、令和4年度及び令和5年度に重点的に取り組むべき事項を定めたものであり、4つの柱から成っています。1つ目が女性の経済的自立、2つ目が女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、3つ目が男性の家庭・地域社会における活躍、4つ目が女性の登用目標の達成です。DV対策や性犯罪・性暴力対策については、2つ目の柱、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現のために必要な施

策として記載をされています。

3ページ目をご覧くださいと思います。女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現については、アダルトビデオ出演被害対策として、AV出演被害防止・救済法による必要な対応、性犯罪・性暴力対策として、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の強化、「痴漢撲滅パッケージ」の取りまとめといったことを記載しています。配偶者等からの暴力への対策の強化に関しては、配偶者暴力防止法の改正についても、このワーキング・グループの中間報告を踏まえ、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、対象となる精神的暴力や性的暴力を明確にすることなど、配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう検討を行い、結論を得ること、さらに、生活再建に必要な手続の見直しなどについて検討事項を夏までに整理し、令和4年内に抜本強化策を取りまとめることなどが盛り込まれています。

この女性版骨太の方針2022に基づいて、政府一体となって取組を強力に進めてまいります。

女性版骨太の方針に関する説明は以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

次に、内閣府からDV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート集計結果について御説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 議題2ですが、DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート集計結果について御説明いたします。その主な結果を取りまとめた資料3をご覧くださいと思います。

1ページ目が調査の概要です。前回のワーキング・グループでも簡単に質問事項等について御説明をしましたが、この調査は全国の配偶者暴力相談支援センター・市町村の婦人相談員、民間シェルターやステップハウスを対象に行ったもので、500を超える回答をいただきました。調査は本年2月から3月に実施したもので、直近5年程度の状況を念頭に回答いただいたところです。

1つ目の項目になりますが、自宅を離れた被害者が危害や脅迫等を受けるおそれを感じる可能性があるかについて聞いたものです。左下の枠内に記載いたしました①から④の暴力類型ごとにまとめたものになります。左の(1)のグラフをご覧くださいと思います。危害や脅迫等を受けるおそれについて「よくある」「たまにある」との回答は、①身体的暴力では約7割、②、③の精神的・性的暴力では約6割となっております。

次に、真ん中の(2)のグラフですが、自宅を離れた被害者が危害や脅迫等を受けるおそれについて、暴力類型ごとに自宅を離れてからの時期ごとに整理をしたもので、自宅を離れてからの時間の経過とともに、危害や脅迫等を受けるおそれは減っているのが分かります。しかし、赤枠で囲んだところですが、半年以上経過しても約5割が①の身体的暴力や、②、③の精神的・性的暴力による危害や脅迫を受けるおそれが「よくある」「たまにある」と回答をしております。

右の(3)のグラフは、危害や脅迫に至らない接触や接近への不安や恐怖について整理したもので、赤枠のところ、半年以上経過しても①の身体的暴力については7割以上、②、③の精神的・性的暴力については6割以上が、危害・脅迫に至らない接触や接近について不安・恐怖に感じると回答をしております。

これを見ても、このワーキング・グループで御意見をいただきました接近禁止命令の期間について、現行の6か月、これを1年に延長する必要があると言えるのではないかと考えております。

2ページ目をご覧ください。これは被害者が苦勞していると感じていることについて、配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員からの回答と、民間シェルター・ステップハウスからの回答に分けて整理したものでございます。これによると、被害者は（４）の一時保護中、（５）の一時保護後においても、トラウマなどの心理的な被害の影響を受けつつ、生活資金や住宅の確保、就業や子育てなど多くの面で生活再建に苦勞していることが見てとれます。生活再建が円滑に行えるよう、行政における被害者の状況や生活再建の重要性について認識の強化が必要であると考えています。

最後に3ページ目ですが、加害者と被害者のタッチポイント、離婚、婚姻費用・養育費や子供の養育権などを整理するための窓口（弁護士等）、その必要性について聞いたものになります。（６）の上のグラフでは、いずれもその必要性について「大いに感じる」「まあまあ感じる」との回答の割合が高く、タッチポイントの設置の必要性が見てとれます。また、民間シェルター・ステップハウスでは、約3割が「既に手段を講じている」と回答をしています。タッチポイントとして望ましい手段としては、一番下のグラフのとおり「弁護士などの専門家を介しての連絡」や「裁判所（家事調停など）の利用支援」というものが求められています。

参考資料3は、アンケート結果の詳細ですので、後ほどご覧をいただければと思います。

説明は以上になります。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、関係省庁ヒアリング、3番目のところですね。まずは内閣府から説明をお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、議題の3番目になりますが、関係省庁ヒアリングということで、まず、内閣府から配偶者暴力相談支援センターと婦人相談所の関係について御説明いたします。資料4をご覧ください。

配偶者暴力相談支援センターは、令和4年5月1日現在、全国に306か所ありまして、婦人相談所や男女共同参画センター・女性センターなど、都道府県や市区町村の様々な施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

配偶者暴力相談支援センターの主な機能としては、相談または相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助などです。

先般閉会した第208回の通常国会において、これまで売春防止法に規定されていた婦人相談所などの規定を売防法から切り離して、新たな法律として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、これが議員立法により成立しました。本日は厚生労働省から困難を抱える女性への支援に関する法律について御説明いただくこととしています。皆様からは、この新法を踏まえ、配偶者暴力防止法の見直しの上で検討すべき事項といったことについて御意見を頂戴できればと思っています。

内閣府からは以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、新しくできた法律について、厚生労働省より御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○厚生労働省齋藤室長 よろしく願いいたします。

私からは、5月19日に可決・成立いたしましたして、5月25日に公布されました、御紹介のありました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、内容と予算事業も含めた今後の取組の方向性について御説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料5をご覧ください。

スライドの1になります。法改正までの経緯についてでございます。婦人保護事業につきましては、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として始まっております。支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業の対象を拡大していき、平成13年からはDV被害者、平成25年からはストーカー被害者が婦人保護事業の対象として運用されており、売春防止法を法的根拠とすることの限界が指摘されてきております。与党や関係者からも、制定以来、抜本的な見直しが行われていないこの売春防止法の規定を含め、婦人保護事業の在り方を見直すべきとの問題提起がなされたことを踏まえ、厚生労働省子ども家庭局長が有識者を参集し、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会を立ち上げ、第1回を平成30年7月に開催し、以後検討を重ね、令和元年10月に中間取りまとめが取りまとめられました。昨今の動きといたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛が求められる中、家庭に居場所のない若年女性の存在も顕在化し、こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていないという課題も見えてきたところでございます。このような経緯から、民間団体や与野党による議員立法の動きにつながってまいりました。

次のスライドをご覧ください。中間まとめでは、見直しに関する新たな制度の基本的な考え方として、女性が抱える困難な問題は売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界である、法制度上も売春防止法ではなく新たな枠組みの構築が必要であること、行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた早期かつ切れ目のない支援が必要であることなどが提言されております。

次のスライドをご覧ください。昨年度のいわゆる骨太、また、女性版骨太においても、困難な問題を抱える女性の支援について盛り込まれております。特に上段の女性版骨太には、早期に国会での検討が進むよう必要な対応を行う旨、記載されておりました。

次のスライドをご覧ください。議員立法により成立いたしました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてでございますが、施行期日は令和6年4月1日となっております。本法律については、右側の売春防止法の第4章「保護更生」のところをご覧くださいと思いますが、こちらの第4章について「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みとして構築したものになります。

ポイントといたしましては、目的・理念について、現行の売春防止法では「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的となっておりますが、新法においては「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を取り入れられているところでございます。また、この新法の中段におきまして、都道府県は国が策定した基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めることとされております。また、その下になりますけれども、現行の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設に加えて、4つ目の柱として、民間団体との協働による支援が盛り込まれたことが大きなポイントとなっているところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらについては法律の概要なので、後ほどご覧いただければと思います。

次、また飛ばしていただいて、こちらでございます。これは令和4年度予算における全体のイメージ像

になります。令和4年度予算につきましては、新法制定の動きも踏まえ、婦人保護事業における運用面のさらなる改善を推進するための予算を拡充しているところでございます。全体のイメージといたしましては、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設などの公的機関と民間団体との連携を進めていくために、地区単位での困難な問題を抱える女性支援ネットワークを構築し、関係機関等が連携・協働して取り組んでいけるように予算措置をしているところでございます。

1つずつ見ていきたいと思いますが、次のスライドをお願いいたします。婦人保護施設の措置費に関する改善です。まず、婦人保護施設の専門性、ノウハウを生かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員または心理療法担当職員を配置した場合の加算を新たに創設しております。また、入所者に対する一般生活費についても改善をしたところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは婦人相談員の処遇改善のために、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設しております。

次のスライドをお願いいたします。先ほど御説明いたしました全体像で、ネットワークの構築について御説明したところでございますが、自治体においてこのネットワークをモデル的に創設、構築、運営できるように、国として10分の10のモデル事業を設置しております。1自治体当たり860万円、国、定額10分の10の助成となっております。

次のページをお願いいたします。こちらは自ら悩みを抱え込み問題が顕在化しにくい若年女性を対象とし、例えばアウトリーチ支援、夜間の見守りや声かけ、電話やメール、LINEにおける相談事業や居場所の確保などを行う事業についての助成事業です。こちらについては後ほどご覧いただければと思いますが、参考資料のスライド38に令和3年度の実績を掲載しております。令和3年度につきましては、東京都、福岡県、札幌市の3自治体、そして6団体で実施をされているところでございます。こちらの事業についても、令和4年度において、生活支援員の増員や夜間の警備体制の確保などについての拡充を行っているところでございます。

次のスライドをご覧いただければと思います。このような若年被害女性の支援を行っているところでございますが、まだ実施団体が足りない状況でございます。これらの民間団体の掘り起こしや民間団体の育成・強化を行うための事業につきましても、令和4年度から実施をしているところでございます。

次のスライドをご覧いただければと思います。これまで御説明してきたとおり、新法においては、これまで従来からの担い手である自治体や婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設と、新たな女性支援の担い手である民間団体が、それぞれの強みを生かした官民協働で実施していくことが重要となっているところでございます。

次のスライドをご覧いただければと思います。こちらはコロナの影響で生活困窮に陥った20代女性を、まずは民間団体がLINEやメール相談、そこを入り口として支援をして、団体による一時保護などを行った上で、福祉事務所につないでいった例でございます。

次のスライドをお願いいたします。もう一つ先に進めていただきまして、こちらは今のその団体のように、官民協働の上、民間団体と公的な機関がそれぞれの長所を生かして支援を進めていくためのフローの図になっております。まず発見・アウトリーチを通じて支援が必要な女性を発見し、そこからオレンジ色の民間団体としての取組、LINEや電話相談、メール相談から出張相談など手厚い支援、伴走型の支援、民

間団体での受入れ、そして、自立・アフターケアにつないでいくというような民間団体の取組と、緑色のところ、公的機関の取組が密接的な連携をして支援をつないでいくというものを表したものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは民間団体の実践例です。民間団体が気軽に立ち寄れるような居場所の支援としてカフェ型の居場所を提供し、そこでシェルターにつないでいく。そして、そこから同行支援などを行っていった例でございます。

次のスライドをお願いいたします。これは今年度におけるいわゆる骨太、女性版骨太においても、困難な問題を抱える女性の支援について、民間団体との協働の促進など、新法の令和6年4月の円滑な施行に向けた環境整備を図ることが盛り込まれているところでございます。国においても現在新法の施行準備を進めていたり、国の基本方針の策定の作業を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、厚生労働省からの説明を終わらせていただきます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、3つとも重なっている部分もありますが、御説明がございましたけれども、以上につきまして、御質問、御意見がございましたら御討議いただきたいと思っております。どなたかございますか。

3人挙がっておりますので、私の画像の中で一番左側から行かせていただきます。後藤先生、戒能先生、柑本先生の順番で行きます。

では、後藤委員、どうぞ。

○後藤構成員 後藤でございます。

御説明、いろいろありがとうございます。2点ほど伺いたいのですが、まずアンケート調査についてです。さっきの御説明だと、内閣府でアンケート調査をされたわけですね。それが今、厚生労働省から説明がありました新たな法律に基づくセンターにどのような形で生かされていくのかということについて伺いたい。先ほど御指摘のタッチポイントで、弁護士の支援が望まれているように見えるのですが、弁護士の支援が今後どのような形で新しいセンターで確保できるとお考えでしょうか。先ほどどこかのスライドにあったと思うのですが、現在は婦人相談センター、福祉事務所、保健所が配暴センターの役割を果たしているというのが多いようです。また、「その他」の数も結構多いので、そこで今後新法のセンターや配暴センターにどのような形で弁護士会や法テラスを含めた弁護士が関わる形になっていくのかについて、今後の見通しをお聞かせください。アンケートを踏まえて厚生労働省と内閣府でどんな形で法的な支援の充実を図っていくのかが第1点でございます。

第2点は、先ほどの厚生労働省の新しい法律の説明なのですが、児童福祉法も同じ国会で改正をされ、自立支援、一定の要件はありますけれども、ケアリーバーに関する支援の天井がなくなる、年齢制限がなくなる形の法改正がされたと承知しております。児童福祉法、特に18歳、19歳、あと20歳を過ぎたぐらいの若年の女性たちに対して、この法律と児童福祉法がどのような形で連携していくのでしょうか。特に気になりますのは、私も関わっていますが、子どもシェルターという事業が児童自立援助事業の一部としてあります。それらの事業とこの法律がどのような形で関連していて、どのような形で若年女性に手厚い保護がされていくのか。現時点で分かっている範囲で構いませんので、その点についてお話をいただければと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

そうすると、2番目は主に厚労からお答えいただくことですね。

○後藤構成員 そうですね。両方関わってくると思います。

○小西座長 両方関わっているなと思ったのですけれどもね。

○後藤構成員 児童福祉法改正との関係をどのように考えていらっしゃるかを伺いたいです。

○小西座長 分かりました。

そうしたら、最初の御質問ですね。そちらについては、まず内閣府、厚労省とお答えいただきまして、2番目の児童福祉法との関連については厚労省にお伺いするというところでよろしいでしょうかね。その順番でまずはお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 内閣府でございます。

最初の後藤先生からの御質問、配暴センターにおける法的支援、どのように図っていくのかということですが、先ほどアンケート調査の結果について御説明させていただきましたが、本日の資料2で重点方針2022、女性版骨太の2022の本文をつけてございます。その11ページで「配偶者暴力対策の抜本強化」ということで、アのところですが、抜本強化に向け、DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケートの結果を踏まえ、DV対策抜本強化局長級会議等の枠組みを活用し、検討事項を夏までに整理し、具体策を検討した上で、令和4年内に抜本強化策をまとめるとしております。また、法テラスの関係については、その下のところにも記載をしております。それから、本文の12ページの上のほうですが、「弁護士などの専門家による仲介など、配偶者暴力の被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進める仕組みを検討し、整備を図る」ということで、これについても検討を進めて、できれば来年度の事業として予算の要求等も含めて考えてまいりたいと思っております。300か所、配暴センターがございしますが、すぐに全か所というわけにはいきませんので、まずは婦人相談所を中心に配暴センターの機能を果たしているところについて、弁護士にかかる費用の補助等について検討してまいりたいと思っております。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省でこのアンケートの結果をどう生かすか、今すぐ言えることではないかもしれませんがけれども、何か御意見があればいただき、さらに2と私が勝手につけてしまいましたけれども、児童福祉法との関連ということでお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

○厚生労働省齋藤室長 アンケートにつきましては、本日初見だったので、これから勉強させていただきまして、取り入れられるところは取り入れていくような形で取り組ませていただきたいと思います。

○厚生労働省石原課長補佐 家庭福祉課課長補佐の石原と申します。

児童福祉法のほうも担当しておりますので、2点目に関して簡単にはございますけれども、後藤先生のおっしゃってくださったとおり、ケアリーバーに関して今国会で成立していただきました児童福祉法で、ちょうど措置解除者等の支援を非常に充実する方向になっております。そちらの児童福祉法と今回の女性新法がちょうど施行が同じときでございます、同時に施行ということになります。その橋渡しというか、恐らく個々人の方々がそれまでたどってきた道のりであったり、個々に背負っている状況の違いであったりなどで、いわゆる女性支援の枠組みがいいのか、もしくはいわゆる措置解除者等をメインにした枠組みがいいのかというのは、個々人の違いもあると思うのですけれども、例えば女性相談センターと児童相談所の連携でお互いに紹介し合えるような関係をつくるのか、あるいはケアリーバーの方についてケースワ

ークを行う会議体の設置を今後進めていく予定にしております。女性新法でも女性支援のための協議会をそれぞれ自治体でつくる方向になっておりますので、そういった個々人のケースワークみたいなものもしっかり自治体でしていただく中で、両方の施策を上手に組み合わせて使えるような仕組みを、今後、実は御存じのとおり、児童福祉法は令和5年からこども家庭庁の所管になりまして、女性新法は厚生労働省ということで、所管の省庁が分かれてしまうのですけれども、そこはしっかり連携をしてやってまいりたいと考えております。

○小西座長 ありがとうございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

新たに制度ができると、新たにそのはざまに落ち込む人が出てくる。児童虐待に関してはこども家庭庁の管轄にもなり、内閣府・厚生労働省以外に関わる省庁が出てきます。省庁が変わることではざまに落ちている人がいるのを避けたいとの思いがあります。特に弁護士については、児童相談所では必置義務になったところでもあります。女性新法では、子供に関する支援とまた違う形の支援が必要になってくると思いますので、例えば今後のDV法の改正のときに必置義務とはいかないにしても、少なくとも弁護士の配置を努力義務にするなど、そういう改正の文言を入れることが必要ではないかと思った次第です。御回答ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、戒能委員に伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○戒能構成員 ありがとうございます。

今の最後の問題は、女性支援新法、児福法、それから、これは後からお伺いしますが、DV法の改正がいつになるかということとも深く関係してきます。改正児福法と女性支援新法は施行が同じ時期だということになりますが、DV法がいつに改正になるかで、3者あるいはもっとほかにもあるかもしれませんが、事前にきめ細かい調整が重要なポイントになると考えております。

女性支援新法の場合は、DV法に倣って国の基本方針、それから、都道府県の基本計画は義務化されております。その基本方針は施行の前に、これは法律の中に規定されておりますけれども、事前にもう定めてよいという規定がありまして、そうしないと、課題があり過ぎまして、とても66年間の溝は埋まらないということで、その中で支援調整会議、多分DV法の改正の中でも児童虐待とDVとの連携・調整が必然ですので、そういう会議がつくられる。そうすると、どのように会議をつくるのかとか、組織の構成の問題も含めて自治体も負担が増えるのではないかと。婦人相談員の方が一番危惧されています。そういう問題をどうクリアしていったら、最後に、おっしゃいましたように、はざまにこぼれ落ちる人が絶対にいないようにという趣旨・目的で新法もつくられているし、改正もされるということだと思っておりますので、それは今後のDV法改正と女性支援新法、子供の問題も含めてかもしれませんが、大きな2年間でやるべきことの大きなポイントだと私も考えております。

大きな問題としては2点お伺いしたいのですが、1点目はDV法改正、これは前の会議で、お話が既になされたかもしれませんが、DV法改正の見通しですね。政府提案か議員立法かを前に伺って、どちらもあり得るというお話だったのですが、それと局長会議があって、そこで政策も議論するというお話を前にも伺っていると思うのですが、最高裁も含めてどういう調整をしていくか。一番お伺いしたい点は、中間試案が去年の11月でしたから、もう随分たちますね。それがどうなるのか。最終まとめがどうなって、それが

どのように法律改正案としていつどういう形で出てくるのかという見通しを内閣府にぜひお伺いしないと、先ほどの調整の問題とも深く関わります。

2点目の大きな問題ですが、アンケート結果の御説明をありがとうございました。これは大変有意義な重要な調査結果だと思っているのです。女性支援法との関わりでこれをどう生かすかももちろんあるのですが、むしろ私は法制審議会の議論との関わりが非常に大きいとこの結果を受け止めております。これはどんどん進んでおりまして、8月にはパブコメをするというところまで来ております。そうしますと、DVをどう考慮していくのかという点で、こういうデータが今までなかった。この調査は非常に重要だと思っております。なるべく早く調査結果を、自由記述もたくさんあるのだと思いますが、報告書を客観的なデータとして出していただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

DV法改正の具体的な見通しというお話だと最初のほうはお伺いしましたので、これは内閣府でお答え願えればと思います。2番目は御意見という感じでもありますが、アンケートの結果の最終的には示し方というか、それをどう考えているかと捉えてよろしいですかね。

では、それを内閣府からお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 1点目、DV法の改正の見通しというところですが、その点については、まだなかなかはっきりしたことは申し上げられませんが、議員立法か閣法かということも含めて、今後、関係議員などとも相談させていただきながら、その点は決めていくことになろうかと思えます。

また、スケジュール感に関しては、先ほども御説明しましたが、女性版骨太の方針の11ページに書かせていただいています。我々としてはできる限り早期に改正が実現できるように、このワーキングの報告書についても、戒能先生の御指摘のとおり、中間報告が去年の11月ということで、時間がたっていますので、我々としてはできるだけ早期にまとめたいと考えているところです。

2点目のアンケート結果については、先生の御指摘のとおり、自由記述の部分もありまして、その部分はまだまとめ切れていないところもありますが、こちらについても早期にまとめられるように進めてまいりたいと考えています。

○小西座長 戒能委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、柑本委員に行きまして、その後、小島委員、手嶋委員、手が挙がっていると思いますので、その順番で参ります。

では、柑本委員、どうぞ。

○柑本構成員 ありがとうございます。

本日はいろいろな御説明をどうもありがとうございました。私からは3点について質問させていただきたいと思えます。1点目は、内閣府にお聞きしたいのですけれども、先ほど資料4で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている箇所が何か所ぐらいあるかということを示していただいたのですが、先日伺ったところによりますと、自治体数が1,700近くあって、都道府県レベルではほとんど配偶者暴力相談支援センターが設置されているとのことでした。しかしながら、市区町村においては総数133ということなのですけれども、こういった機能を果たしている場所がない市区町村については、一体どういうところがこの対応を図っていらっしゃるのかを教えてくださいとありがたいです。

それから、DV被害者支援に関するアンケート結果なのですが、戒能先生もおっしゃっていましたように、これは非常に意義のある調査結果ではないかと思えます。私が特に関心を持ちましたのは、被害者が苦勞していると感じることということで、一時保護中、それから、一時保護後に苦勞していると感じていることの本当にトップのほうに「被害者本人のトラウマなどの心理的な被害の影響」であるとか「子のストレス・トラウマなどの心理的な被害の影響」というものが入っている点です。そうしますと、この結果からはメンタルヘルスに関する支援の要請が非常に高いということが言えるのではないかと思うのですが、内閣府でもそのような御認識をお持ちでいらっしゃるのか。もしお持ちでいらっしゃるとしたら、今後、このDV法の改正に当たってこの部分はこういった形でより一層の対応を図っていくのか、強化を図っていくのかということ、もしお考えをお持ちでしたらぜひ教えていただきたいと思えます。それが2点目です。

3点目ですけれども、これは厚労省の方にお尋ねしたいのですが、困難な問題を抱えた女性たちへの支援ということで、こちらもメンタルヘルスの問題に対してきめ細かな対応を図ることが不可欠ではないかと思えます。実際、つい先日終了したのですが、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会でも、DVの被害者であるとか、あるいは母子保健の問題を抱えた方であるとか、生活困窮者であるとか、そういった困難な問題を抱えた女性たちが含まれるような人々への精神保健の相談の必要性が高いということが記載されておりました。そうした中で、この法律ができて、新法の枠組みの中でそういったメンタルヘルスの問題に対してどのように対応されていくおつもりなのかをお尋ねさせていただければと思えます。

以上3点、どうぞよろしく願いいたします。

○小西座長 どうもありがとうございます。

メンタルヘルスの問題は私は現場で見ておりますので、御質問いただくのは大変ありがたいことだと思っておりますが、それでは、配暴センター、市区町村ではという1のお話、2のアンケートの話は内閣府で、3番目は厚労でということをお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 1点目の市区町村で配暴センターの機能を果たしている施設がないところについての対応という御質問だったかと思えますが、その点については、一義的には都道府県婦人相談所50か所、そのほかにも男女センター、福祉事務所などでも都道府県設置のものがその機能を果たしているところで相談を受け付けることになるのかと思えます。そのほかにも、市区町村によっては様々な女性からの相談を受け付ける機関もございますので、配暴センターという看板は掲げていないにしても、女性の相談機関というところで受け付けているような場合もあるのか推測するところでございます。

2点目のメンタルヘルスの部分でございますが、DV法の改正との関係ということでは、現在も相談員の方や、公認心理師の方、研修を我々のほうで行っています。そういった研修をさらに今後も進めてまいることとしておりますので、そういったところできちんと被害者の方、また、同伴児童などの心理的な支援の取組も強化をしてみたいと考えているところでございます。

○小西座長 ありがとうございます。

柑本委員、取りあえず3番目に移ってよろしいですか。

それでは、厚労省からお答え願えればと思えます。

○厚生労働省齋藤室長 私どももメンタルヘルスについては大変重要なものだと考えているところでござ

いまして、先ほど御説明させていただいたとおり、今、婦人保護施設に民間団体との連携強化のために心理療法担当職員を置いているところでございます。これは何かと申し上げますと、民間団体がよりよくトラウマケアや心理的なケアに対応できるようにということで、民間団体を養成するための支援職員を配置しているところでございます。ただ、これだけではなくて、先ほど申し上げたとおり協議会ということで、公的機関と民間団体の強みを生かしたネットワークをつくるということで、例えば精神科などの医療機関とか、そういうところに必要な支援がある場合にはつなげていく、そういう手当てをつくるようなことで対応していきたいと考えているところでございます。

○柑本構成員 ありがとうございます。

厚生労働省の方にもう少し伺いたいのですけれども、今のお答えに関して、心理療法担当職員を婦人保護施設に配置するというのは、これは義務的に配置されるような感じなのですか。

○厚生労働省齋藤室長 これは加算でございます。

○柑本構成員 では、必ずしも置かれるわけではないと。

○厚生労働省齋藤室長 そうですね。自治体に必要性に応じて配置をしていただいた場合に加算をするという制度を、令和4年度から実施をしているところでございます。今年度からの取組になっています。

○柑本構成員 分かりました。ありがとうございます。

ただ、恐らく自治体が必要に応じてとなると、なかなか重要性が高いにもかかわらずそういったことが行われぬ可能性もあるので、これは法律が施行されるようになると義務的な設置になるとか、そういった展望はあるのでしょうか。

○厚生労働省齋藤室長 これはこれからの検討になるかと思うのですが、あとは私ども、基本方針の策定にこれからかかっていくところでございますので、その部分でどう対応していくのかとか、先ほど申し上げたとおり、ネットワークの中で必要な機関につなげていくことが重要だと考えておりますので、婦人相談所にそういう職員を置くのか、団体、ネットワーク化の中に精神科をきちんと位置づけていって、自治体においてはそちらのほうでつなげていくとか、自治体がやりやすいいろいろなやり方があると思うのです。そのように自治体においてやりやすいやり方につなげていけたらいいのかとは思っているところでございます。

○柑本構成員 ありがとうございます。

今、おっしゃっていた自治体というのは、恐らく都道府県というよりはむしろ市町村という感じでいらっしゃるわけですね。

○厚生労働省齋藤室長 そうです。婦人相談員を設置している構成単位、市町村で考えております。市で考えております。

○柑本構成員 市で考えている。そうしますと、精神保健相談の体制は市町村は非常に脆弱なところがありますので、そういったことも視野に入れつつ、ぜひメンタルヘルスの強化というところについて御検討をお願いできればと思います。

○厚生労働省齋藤室長 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○柑本構成員 どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

続きまして、小島委員、お願いいたします。

○小島構成員 どうもありがとうございます。

私の質問は3点ございます。1つ目の質問は、今回の困難な問題を抱える女性について、これに関する支援ということで法律ができております。新法、画期的な法律だと思います。この被害者の人々の、理念のところ人权の擁護を図る、男女の平等を実現する、それから、人权尊重ということが言われているわけですが、ここが売防法と決定的に違うところがございます。この困難な問題を抱える女性はいろいろな方がいます。特に若年の女性、家庭で虐待をされ、仕事といっても非正規などしかなくてうまくいかない、結局性産業に流れていってしまっ大変な被害を負ってしまうというこの若い女性のことをまず考えると、この人たちの手当ては必要で、それこそ人权の尊重をテーマに置いて、意思尊重も大事ですし、包括的に支援をするということで、何よりも人权の尊重がこの法律のキーポイントだと。

ところが、売春防止法については、これは皆さん十分議論されたところで、私の議論は今さらということなのかもしれませんけれども、売防法については第3章、4章だけが廃止されて、つまり、第1章の「総則」、売春を行うおそれのある女子について対応するということや、「刑事処分」等については全く手がつけられていないわけです。そういう意味では、今回の法律はとても人权尊重ということですばらしい法律だと思うのですが、売防法の関係でいうと、売春を行うおそれのある女子について、これを取り締りの対象としているということ、それに対して手当てをする、刑罰を科するという基本的な売防法についてはまだ残っているということです。売防法の関係については、改正が難しかったので、今回の改正はそこまできなかつたということだと思っておりますけれども、これについてどうするのかについて今回成立した新法との関係で何か考えていかなければいけないと思うのですが、その点について今後どうなるのか、売防法と今回成立した新法はどういう関係になるのか、改正を考えているのかが第1点です。

第2点は、民間団体の役割ということで、DV防止法については民間団体という言葉は法律にそれこそ出てこないわけです。第3条の4で、一時保護などというのは民間団体に委託して行うで、こここのところは民間団体という言葉に出てこない、条文に出てこない。しかし、今回はテキストに出てくるわけです。第13条に民間団体ということが出てくる。そうすると、民間団体に対する期待が非常に高まっている。先ほども厚労省の方からお話があつて、民間団体の位置づけが今までの法律とは全く違うのだということをおっしゃつた。ところが、民間団体の現状を見ると、一時保護を婦人相談所と同じようなレベルで実施するのは大変で、私の知っている民間団体もこの一時保護はあまり行っていない。若年女性等の支援事業の拡充というテーマを見ますと、都道府県についてはアウトリーチ、未然防止、つまり、例えばまちに出ていっている子に生理用品か何か要らないかと声をかけて、そこから例えば仕事がないと言つたらこんな仕事があるとか、日本語が読めないと言つたらこんな研修があると言つて、そこからつないでいくということまではできるのですが、安全な場所の提供、居所の提供といつても、これはなかなか技術の要ることです。追いかけてきたらどうするとか、居場所を確保するというのはすごく大変なことなのですが、これを見ますと、居所の提供が一時保護とどのように違うのか、そのイメージ。

これは条文に出てきますけれども、「訪問、巡回、居場所の提供」とだけなつているのですが、民間団体の居場所の提供のイメージや安全確保、例えば一時保護所だと婦人相談員がいて、先ほど柑本先生がおっしゃつたように心理的な問題のカバーだとかいろいろなことができるわけなのですが、民間団体や、都道府県の女性センターだつてこの間相談を受けたときに自分のところでできるか心配だということ、

何かあったら相談に応じてくださいと。居場所の確保は技術が要って大変なことだと思うのですが、これはどの程度のことを想定して言っているのか。考えようによっては大変なことなのではないかと思うのですが、この点について、都道府県については義務ではないとおっしゃっていますが、どういうことを考えていらっしゃるのかが2点目です。

3点目は、先ほど戒能先生がおっしゃったのもう必要ないのかもしれないのですが、DV防止法はいろいろなことをやっていて、例えば市町村による基本計画などはやっているし、今回の女性支援法も婦人相談所、婦人相談員、婦人施設という3つの柱、それから、予算組み、これはそのまま残しますと言っていて、DV防止法は努力してやってきたから、いろいろなものやってくるのではないかと思うのです。そうすると、この法律ができたことによってDV防止法がどうなるのか。これからやらなければいけないことを考えてくださいというお話だったのですけれども、その点について、予算組みについては、お金を出せという話は、予算がつかないと困るから、もちろんDV法だろうが支援法だろうが同じことなのだと思います。DV法との関係で施策としてどうなるのかということを知りたいと思うのです。改正法を見ると、DVセンターが女性センターになったり、婦人相談員が女性相談員になったり、そのこの条文の改正しか載っていないものですから、その辺のイメージとしてはどのようなことを期待されているのか、条文との関係で知りたいと思いました。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

そうしたら、最初の新法ですね。女性支援の法律についてのところと民間団体の役割、DV防止、頭の中が整理できなくてごめんなさい。内閣府でまずお答えしていただくということですね。最後の関わりのところは、話によっては厚労の方にもお答えいただく感じかと思います。お願いいたします。

○小島構成員 先生、最初の質問は厚労省の方々のほうがふさわしいかと。口を挟んで恐縮です。

○小西座長 最初の1つのところを忘れましたので、申し訳ありません。

では、最初、厚労から新しい法律について、小島先生の視点について御説明いただければと思います。要するに、売防法の残っている部分と困難な女性に関する支援のほうとの法律の関わりについてどうなのかという御質問でしたね。すみません。混乱しました。

○厚生労働省齋藤室長 売春防止法に関して、厚労省が所管している部分が第4章の部分だけなのです。そういうこともございまして、御指摘のありましたその他の部分につきましては、法務省で御検討されるものと考えているところでございます。

○小西座長 取りあえず、今のところはそれだけということですね。

ちょっと見えないのですが、法務省の方、いらっしゃいますか。

○難波男女間暴力対策課長 売防法の改正の部分については、売防法の所管、1章、2章の部分は法務省になりますので、小島先生からそのような御意見があった旨はお伝えをするようにしたいと思います。

○小西座長 取りあえず1番についてはそういうことでよろしいでしょうか。

2番目、民間団体の役割ということですが、そこをどう考えているかという御質問でしたね。これもなかなか難しいですが、まずは内閣府からお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 まず、民間団体に関しては、現在配偶者暴力防止法でも第26条で民間団体に対する支援ということが規定されています。配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るための活動を

行う民間団体に対して、必要な援助を行うよう努めるものとしてされています。こうした規定に基づいて、現在、我々のほうでも民間シェルターが取り組んでいる先進的な取組について、予算の補助をしているところがございます。こうした取組を継続していけるようにしてまいりたいと考えています。

○小西座長 小島委員、どうぞ。

○小島構成員 私が申し上げたのは、DVセンターの役割として第2条があって、第3条の中の4項で一時保護ということが書いてあって、一時保護については基本的に自らがいき、その他基準を満たす者について委託して行うものということで、一時保護との関係でいうと民間団体がストレートに出てこない。今回の改正でいうと、一時保護とは違うのかもしれませんが、今回の新規の条文でいいますと、民間団体の協働による支援というものがあって、ここの中に一時保護と似ているような話が13条で出てきて、ここで「民間の団体」と出てきて、「訪問、巡回、居場所の提供」と出てくるのです。この居場所の提供というのは民間団体にどの程度のことを期待しているのか。ここに民間団体とはっきり出てきますから、それとの関係で居場所の提供は一時保護と違うのか、同じなのか、どの程度のことをこの民間団体に求めているのか。現在の民間団体で一時保護をやるのも結構大変なので、ほとんど皆さんが手を引いている状況で、この居場所の提供はどの程度のことを考えているのか。この部分については市町村についても任意にということになっているのだけれども、ここはどういう意味でこのようにつくったのかということを知りたいのです。

○小西座長 お願いしていいですか。

○厚生労働省石原課長補佐 厚生労働省でございます。

お答えになっているかどうかというところはございますけれども、まず現状でもいわゆる一時保護はございます。もちろん行政による一時保護ということで、DV被害者の方であるとか、ストーカー被害を受けた方なども含めて、行政が行う一時保護、これが民間の安全な居場所が提供できるような団体に委託をされて実施されている場合は現在でもございます。

今回の居場所の提供というのは、おっしゃるとおりいわゆる行政による一時保護とは別途民間団体の取組の一つとして位置づけをしておりますけれども、このような条文は、現状、民間団体の方々が提供して下さっているサービスを基に書かれたものということで承知をしておりますけれども、例えばストーカーの被害の方やDVの被害の方は少し御事情が違って、夜、居場所がない、行き場所がなく街をさまよっていらっしゃる方々に対して、短期間の間ここにいてもいいよという場所を提供されるようなことを行っているNPO法人の方々もいらっしゃいますので、そういった活動をなさっている方々を今後積極的に支援していきたいという考え方でつくられたものと。一時保護とは別途、こういった訪問やアウトリーチ的な支援の一環として居場所の提供も含まれているのであろうと承知しております。今回、予算のつけ方など、今後またきちんと整理をしていかないといけないと思うのですが、何らかの形で予算補助ということで支援をしていくことにはなるかと思っております。

○小島構成員 いろいろスキルが必要だと思うし、支援していくということであれば、スキルもそうだし、皆さんがあまり困らないように十分な体制が取れるようにきちんとやっていっていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○厚生労働省石原課長補佐 ありがとうございます。

○小西座長 それでは、3番目ですか。この新法が成立した後、DV防止法の改正が影響を受けるのかとい

う言い方でいいかどうか分かりませんが、その辺の関連を聞きたいということだと理解しましたが、ここを内閣府でお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 小島先生からの御質問、DV法の改正に影響するのかというところですが、今回困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ということで、この中にはDV被害者、性暴力の被害者なども含まれ、あとはストーカーの被害者、そういった困難を抱える女性への支援のための法律ということです。DV法が別途ございますので、両法律の関係、それから、実務的な現場の実態的なところなども踏まえまして少し考えてまいりたいと思っております。今のところ、特段大きな影響を受けるものではないかと考えていますが、困難を抱える女性への支援に関する法律、DV法に沿って様々な規定も設けられておりますので、そういったところも踏まえて考えたいと思っております。

○小島構成員 ありがとうございます。

居場所の確保というのはDV法に民間団体でもう既にやっているでしょうということなのだから、大体のところ、法律として何か変えなければいけない必要はないということですね。

○難波男女間暴力対策課長 そういう実態もありますので、そういったところも含めて、改正は今のところ特段この部分に関しては必要があるかという、実態として取り組まれていますので、そういった必要性についてはあまり感じていないところです。

○小島構成員 分かりました。

○小西座長 この問題については、民間団体というものが非常に多岐にわたっているし、地域によって担っている機能もすごく様々ですね。そのことを踏まえた上でちゃんと具体化しないと、とても資源の少ないところではシェルター機能そのものも難しいというところもあれば、東京などでは結構多彩に、ただ、どこも大変で小さい形になっていますけれども、そういうものをどう安定化させるかという議論になっているところもあって、すごく差があるのだと思うのです。むしろ新法を具体化していく、あるいはDV防止法を改正していくときに、民間団体の一言で片づけないでその具体性を押さえなくてはいけないのではないかと私は読んでいて思っておりました。すみません。つい言ってしまいました。

それでは、手嶋委員、お願いいたします。次、可児委員、お願いいたします。

○手嶋構成員 御説明ありがとうございました。

2点質問させてください。1点目はアンケート結果についてなのですが、この横書きの主なものという資料を拝見させていただいているのですが、そのスライドの2枚目のところです。被害者が苦勞していると感じることというところで、DV相談センター・婦人相談員票というのと、民間シェルター・ステップハウス票というのと、それぞれ出していただいているのですが、その傾向の違いをどのように理解すればいいのか、どう分析なさっているか、お聞きしたいと思っております。

といいますのは、DV相談センター・婦人相談員票のほうよりも、民間シェルター・ステップハウス票のほうで苦勞していると感じることが多いという回答がすごく増えていて、もしこれが一般的な傾向だということだと、民間シェルターのほうがより複合的な深刻なケースを扱っておられて、DV相談センターのほうはそうではないと。これはかつてそういうことを聞いたことがあって、大変なケースほど公的な機関は扱ってくれなくて、民間シェルターが扱わなくてはいけないというお話を聞いたことがあって、それが本当に全体的な傾向なのかどうなのかが分からないのでお尋ねするのですが、このデータから見られるDV相談センター、民間シェルターの回答の違いですね。それがどこに起因しているのか。いろいろな

要因が考えられるかと思うのですけれども、そのことについてどのように分析されているのかをお伺いしたいと思っています。民間シェルターのほうが大変なケース、深刻なケースを扱っているということがもしあるのだとすると、それはどうなのか。もう少し実際のケースをどう民間とDVセンターで担当していくのかというのは考えていただかないといけないことではないかと感じました。これが1点目です。

もう一点目は、先ほどから出ています御質問とも重なるのですけれども、婦人相談所、婦人保護施設、民間シェルターの数や地域的な配置状況について、どのように今の状況を把握、認識しておられて、それをどう変えていこうと考えておられるのか、あるいはそういうことについては今後検討されるということなのか、それをお伺いしたいと思っております。まず数的なことでも申し上げますと、今までも御質問が出ましたように、都市部にはあるけれども市町村部には少ないとか、全体的に海外の状況から比べても日本は数が少ないということは言えると思います。その数を増やすとか、あるいはどこにそれをつくるかということですね。例えば婦人保護施設ですと、これも最近のことはあまりきちんと把握できていないので、もしかして改善されているのかもしれませんが、かなり不便な場所にあつて、あまりそこに誰も行きたがらない、入りがたないという話も聞いたことがあります。そのような婦人保護施設の地理的な配置状況がどうなっていて、それが改善されるような目標というか、そういう方針を持っておられるのか。また、民間シェルターについても、全体的にとにかく支援を強化するということが書かれていて、財政支援のことも御説明のあった資料には書かれていたと思うのですけれども、数的なことでもっとここまで増やすみたいな具体的なところまで御検討なさっているのか、そのことについてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

今の質問に答えていただく前に、御質問は可児委員までにさせていただきたいと思っております。

それから、11時半で終わる予定だったのですが、ちゃんとお答えすると少し延びるのではないかと思います。ですので大丈夫ですか。内閣府、大丈夫ですか。

○難波男女間暴力対策課長 我々は大丈夫ですが、皆様、御予定などはどうでございましょうか。

○小西座長 皆様は私に見えている限りはうなずいてくださったと思います。

それでは、この先そのように進めさせていただくということで、安心して質疑応答していただければと思いますが、今の手嶋委員の御質問ですね。1番目はアンケート結果で民間と公的なもので違いがあることをどのように解釈というか、分析しているかということですね。2番目がこれら2つの現状の認識と今後の施策の方向性についてお話しいただければということで、内閣府、お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 1点目のアンケート結果につきまして、被害者が苦勞していると感じていることに関して、民間シェルター・ステップハウスのほうは感じているというのが多いが、DVセンター等のほうはその割合が少ないということでした。この点については、DVセンター・婦人相談員票のほうですが、対応していないという部分が民間シェルター等に比べて多い結果になっていますので、こうしたところについて対応していないということですので、生活再建の重要性などの認識の強化が必要だと資料にも書かせていただいておりますが、そのように分析、感じているところでございます。

2点目ですけれども、内閣府から民間シェルターについてお答えをしますと、現在民間シェルターの先進的な取組を支援するというので、交付金による支援を行っています。そちらの活用状況を見ますと、正確な数を今は持ち合わせておりませんが、二十数都道府県ということですので。先生の御指摘のとおり、民

間シェルターがないのか、都道府県で把握できていないのかというところもありますが、そういった結果がありますので、我々としては、交付金の活用状況、取組などについても、分析の上、都道府県に資料として提供させていただいております。そういった取組の好事例の紹介なども含めて、民間団体の支援も図ってまいりたいと思っていますし、また、予算による支援もできれば継続してまいりたいと考えているところです。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

○手嶋構成員 婦人相談所と婦人保護施設について、管轄は厚労省ですかね。そちらの今後の見通しについてお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○厚生労働省齋藤室長 婦人相談所や一時保護所の実施状況なのですけれども、私どもの参考資料にデータをつけておまして、参考資料の4枚目が婦人相談所の設置状況で、その後ろのほうに、スライド番号が記載されていないのですけれども、婦人保護施設の設置状況などをつけております。大体全国的に婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員については網羅されていると考えているところでございます。ただ、地域間格差として、婦人相談員については常勤や非常勤など、そういう待遇面で格差が生じているという課題については認識しているところでございます。今後、私どもも基本計画を策定するための指針を策定していくところでございますが、それに参考に、自治体も基本計画を策定していただくこととなりますので、その策定の段階において自分の地域においてどのような資源があるのかとか、そういう現状を振り返っていただいて、そこは自治体の中で少し考えていただく機会をつくっていきたいと考えているところでございます。

民間の団体についてですが、こちら資料の中のスライドの34になりますけれども、現状の私どもがやっている若年被害女性等支援モデル事業に参加していただいている団体を紹介させていただいています。まだまだ全国的に見ればそういう団体が少ないので、国としても団体育成のための予算事業を展開しておりますので、自治体におかれて、こういう事業を活用した上で団体育成や掘り起こしについて御尽力いただければと考えているところでございます。

以上です。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

婦人保護施設のロケーションについてはどのようにお考えでしょうか。先ほど申し上げました不便なところにあるとか、それは改善されているのでしょうか。

○厚生労働省齋藤室長 今のところ、未設置の自治体がたしか7自治体ぐらいあったと思うのですけれども、ないところも確かにあるのですが、他の自治体と連携していただいたり、民間と協働しながら対応していただいているという認識でございます。

○小西座長 戒能委員。

○戒能構成員 補足をします。

それは法律上の問題なのです。婦人相談所は全国都道府県必ず設置です。ですから、47プラス2ですか、徳島がプラス2ありますから、それで全都道府県にあります。婦人保護施設は任意設置なのです。今のところおっしゃったように8が現在ないのですが、そのうち7が未設置で、1が岡山県ですが、休止中です。ロケーションの問題もあるかもしれませんが、ただ、前は一緒だったのを個室にしたり、きれいにしたり

しているのですが、それにしても、例えば東京都は5か所もあるのです。皆法人経営なのですが、それでも利用率がどんどん低下しているのです。ですから、それをどうやって改善していくのか。今度の新法では、婦人保護施設を任意設置ではなくて義務設置化するという要望はもちろんあったわけですね。しかし、今回は3年後の見直しに向けて検討していきましょうということになった。ですから、町なかにあっても、便利なところであって、そして、個室も整備されてきれいになっても利用されないのはなぜなのか。空室がいっぱいあるわけです。そういうことも検討していかなければいけないというような、法的な側面と運用上の側面と両方あるということをご理解いただければと思います。

それから、市区のセンターのことはDVセンターにも関わるのですが、市区の婦人相談員も今までは任意設置だったのですが、今度の新法で努力義務になりました。市区で婦人相談員を設置しているのは市区町の半分以下です。東京だけ見ていたらみんな設置していますから、全然状況が違うのですけれども、全国では半分以下ですので、今後、市や区や町に努めてほしいということを強くアピールしていくことなのです。そういうことで、まだ改善途上にあると御理解いただければと思っております。

横からどうも申し訳ございませんでした。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

もっといろいろ教えていただければ本当はいいなと思って伺っておりました。

そうしたら、時間がないので申し訳ありません。可児委員、お願いいたします。

○可児構成員 ありがとうございます。

私からはアンケート結果に関連して、質問ではなく、意見、要望を2点ほど述べさせていただきます。まず、アンケート結果のところ、タッチポイントに関連して弁護士の支援の話が出てきています。弁護士の支援に関連して、一番問題になってくるのは費用の負担の問題です。DVの被害を受けている方が弁護士の支援を求めるときに、多くの方は法テラスの法律扶助を利用することになると思います。法テラスの民事法律扶助は、確かに一件一件の単価は法テラスを使わずに弁護士に依頼する場合に比べれば2分の1とか、3分の1とか、低額に抑えられているのですけれども、これは事件ごとに加算されていきますので、終わってみたら結構な費用がかかったということがあるのです。例えば離婚の調停であれば実費含めて15万ぐらいです。それに婚姻費用を請求するとその半額、プラス7万5000円ぐらいかかります。そこまでだと法テラスを利用しない場合に比べれば低額で済みますが、それで済まないことがDVの案件では多く、相手から面会交流の調停が申し立てられました、監護者指定が申し立てられました、子の引渡し申し立てられました、保全処分の申し立てがありましたとなると、その分どんどん加算されていき、結局、法テラスを使わず弁護士に依頼するのと同じか、あるいはそれよりも金額が多くなってしまったという場合もあります。

法テラスの場合は貸付けですので、返さなくてはいけません。生活保護の場合は償還免除になることもありますけれども、そうでない方は基本的には償還免除にもならないので、毎月こつこつと返していかなければいけない。依頼者の中には、法テラスを使うといっても費用負担が重過ぎるので、依頼している事件の一部、例えば離婚と婚姻費用については弁護士に依頼して手続を進めたけれども、面会交流の事件まで弁護士に頼んでしまうとお金がまたかかってしまうので、そこだけは自分でやりますと言って、自分で手続される方もいるのです。私自身の経験です。そうすると、同じ日に調停が行われるのに、面会交流の話

になると私は待合室に戻らなければならず、調停の場にいられず、依頼者をサポートできないということも起きてきてしまう。それは被害者にとって全然良いことではないと感じています。

タッチポイントの議論をしていく場合には、法テラスを使うから良いではなくて、法テラスを使ったとしても費用はかなりかかりますので、例えば償還免除の拡大であったりとか、一部免除の制度の導入であったりとか、その他何がしかの経済的な負担の軽減策も議論していかないと、作ってはみた、何か施策を打ってみたものの、結局利用されないことにもなりかねません。なので、その辺りを意識した議論を今後進めていただきたいと思います。

もう一つは、このアンケート結果は本当に貴重なものだと思いますので、先ほど戒能先生もおっしゃっていましたが、ぜひ早く取りまとめて、早く公開していただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、御意見として承りました。

最後に、後藤委員からチャットで確認だけしてくださいということでもいただいているので、短くお話ししていただけますか。

○後藤構成員 ありがとうございます。

先ほど小島構成員からお話があった売防法の改正の今後についてなのですが、伝えるのではなくて、予定があるか、予定があるのであればどのような予定か、ないのであればなぜないのかというところまで聞いていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○小西座長 では、それを確認していただくということでよろしいですかね。

○後藤構成員 はい。ありがとうございます。

○小西座長 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、今日の議題はこれで終わりになしまして、今後の予定について、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますが、8月をめどに日程を調整させていただきたいと思いません。改めまして事務的に日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小西座長 よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第11回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以 上)